

川 設立ノ經過

[Blank area for notes on the right page]

一 資本主側ノ態度

本組合の創立ノ際ニ於テ既ニ會社ニ對テスル目的ヲ以テ但感セテ  
シタリト以テ會社側ニ於テ最モ初メテ整式ヲナシテ追テ協同ニシ  
テ形カニ用テ合ハ多敷ク協同ヲ御道ニ阻マラシムル  
トナシテ之ヲ削減ヲ希シ御用組合ヲ組織セシメテ之ニ對シテ  
ナラシムル

二 官憲側ノ態度

本組合が創立當初より急進的ノ態度ヲ持シテ其モ初メ官憲